平成２５年（フ）第３５９号
相模原市中央区田名4901番地１　ファインハイムＳＡＴＯＩ202
債務者　野口　清貴
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３６６号
相模原市南区麻溝台８丁目25番34号　コーポヨネ110
債務者　吉田　哲也
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４１号
静岡県沼津市下香貫給田428番地の７　ジュネス102
債務者　永井　佳奈
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
静岡県沼津市大岡1190番地の１　メゾン白滝201、前住所静岡県富士市伝法704番地の53
債務者　増田　伸芳
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
静岡県沼津市大平2874番地の768
債務者　橋本　康彦
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
大分県日田市大字北豆田1619番地１　市営住宅501－４
債務者　宇都　陽子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５４号
山形県酒田市下安町19番地の８
債務者　梶原　英樹
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１２５号
岐阜県瑞浪市明賀台２丁目18番地
債務者　安藤　秀征
１　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５４号
福島県いわき市平北白土字宮田４番地　市営住宅181
債務者　児山　清一
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１９９号
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｃ棟207号
債務者　豊田　一雄
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８４号
山口県周南市瀬戸見町８－11　井上アパートＢ－101号室、住民票上の住所山口県周南市大字須々万奥686番地
債務者　清水　十記
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第８８号
山口県山陽小野田市大字郡1578番地１　コーポサンクスⅡ102号
債務者　先尾　孝子
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９４号
山口県美祢市大嶺町東分1707－２　特別養護老人ホームＧｒａｃｅｆｕｌ唯心、住民票上の住所山口県美祢市西厚保町原748番第１地
債務者　原田　正行
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９７号
山口県宇部市東小羽山町５丁目４番３－202号　西山県営住宅
債務者　櫻井　弘徳
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２００７号
神奈川県大和市中央林間１丁目６番16号　レオパレスＨＩＲＯ101
債務者　糸数不二子（旧姓當山）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００８号
神奈川県大和市林間１丁目７番20号　サニーヒル林間Ｃ202
債務者　勝又美津子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５３号
東京都稲城市東長沼1555番地の４グランドウィルハイツ101
債務者　片岡　峰代
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部